

「枝川朝鮮学校支援」 都民基金

「枝川朝鮮学校支援」 都民基金へのよびかけ

1941年7月、東京湾に接する深川区（現在の江東区）枝川に1000人を超える朝鮮人集落がこつぜんと出現しました。1940年に開催予定であった「オリンピック」の会場確保のために、東京市（現東京都）は同区の塩崎や浜園のバラックに住んでいた朝鮮人を、強制的に枝川に移住させたのです。当時枝川は、埋め立てを終えたばかりの荒れ地で、ごみ捨て場の悪臭が漂い、雨が降ると糞尿の汚水であふれたといえます。「移住」とは、孤島への「収容」だったのです。

1945年8月日本の敗戦後、混乱の極みにあった日本社会のなかで、在日朝鮮人は帰国への機会と手段を求めながら、生活と民族教育を守る道を必死に求めました。同年12月、枝川の住民たちは、東京府協和会の「隣保館」を無償で借り受け、「国語（朝鮮語）講習所」を開設しました。

植民地時代に奪われた民族の文化と歴史を取り戻そう、それを子どもたちに伝えていこうという在日朝鮮人の固い意思から始められた民族学校に対して、日本政府は1948年以降、閉鎖、排除と放置という弾圧を繰り返しました。それでも、朝鮮人として生きたいという子どもたちの熱い思いと、親たち、教員たちの熱い願いによって、民族学校は維持されてきたのです。

2003年12月、東京都は、都有地上に建てられている枝川の東京朝鮮第二初級学校に対し、校舎の一部を取り壊して立退くこと、4億円もの地代相当金を支払うよう求めて裁判を起こしました。しかし、小学校の用地として現に使われている土地をめぐって、地方自治体が明け渡しを求めること自体、きわめて異常なことです。

東京都は、すでに1972年、この土地を学校用地として使用させる20年間の無償貸与契約を結んでいました。そして1990年にその契約期間がいったん終了した後も、東京都は学校と交渉を続けてきたのです。都の今回の訴訟は、こうした経緯をまったく無視したものです。

日本人として生まれた子どもは、公立小・中学校で無償の義務教育が保障され、私立学校に入学した場合にも私学助成が手厚くなされます。たまたま在日朝鮮人の子どもとして生まれた場合には、親が子どもに朝鮮人としての成長と民族文化の継承を願って民族学校に入学させたら、一切の公的措置から見放されて当然ということになるのでしょうか。

日本人であろうと外国人であろうと、子どもたちには一個の人間として成長し、自己の人格を実現するために必要な学習をする権利を、誰もが持っているはずです。また、日本がすでに加入している国際人権規約も子どもの権利条約も、在日朝鮮人など民族的マイノリティに対して「自らの母語・母国語を学び、母語・母国語で教育を受ける十分な機会を得られる」権利を定めています。

問われるべきは、学校ではなく、戦前・戦後と同化教育を強制して差別政策を続けてきた日本政府であり、国際人権条約上の義務を放棄している東京都なのです。

今年8月、私たちは戦後60年の夏を迎えます。私たちは、1世紀以上におよぶ侵略と植民地支配、排除と反目の歴史を直視し、その断絶を克服することによって、私たちの未来、私たちの子どもの未来を、共に切り開いていきたいと願っています。

私たちは、イデオロギーや既成観念にとらわれることなく、戦後60年間、民族学校が日本政府からの援助もなく在日朝鮮人の力だけで維持・運営されてきたという「歴史」と、いま枝川の朝鮮学校には60数人の子どもたちが学んでいるという「事実」から出発します。そこから私たちは、東京都の不当な提訴に抗議し、在日朝鮮人の民族教育権の確立を求める裁判闘争を支援していくと共に、枝川の朝鮮学校を支援していきます。

日本人も在日朝鮮人も、国籍や民族、思想や信条の違いを超えた私たち市民の「共同の意思」を明らかにするために、「枝川朝鮮学校支援基金（枝川基金）」を設けることにしました。一人でも多くの方々の参加と賛同を、心から呼びかけます。

2005年3月27日

<呼びかけ人>

青木 悦（教育ジャーナリスト）／池田香代子（翻訳家）／伊藤孝司（写真家）／内田雅敏（弁護士）／内海愛子（恵泉女学園大学教授）／大津健一（日本クリスチャンアカデミー事務局長）／金 舜 植（弁護士）／斎藤貴男（ジャーナリスト）／佐藤信行（『RAIK通信』編集長）／高橋哲哉（東京大学教授）／田中 宏（一橋大学名誉教授）／田中伸尚（ノンフィクションライター）／張 學 鍊（弁護士）／中村まさ子（江東区議会議員）／成嶋 隆（新潟大学教授）／新美 隆（弁護士）／丹羽雅代（アジア女性資料センター運営委員）／野田正彰（関西学院大学教授）／花村健一（樹花舎代表）／平野敏志（亀戸ひまわり診療所・医師）／福田雅章（山梨学院大学教授）／師岡康子（弁護士）／梁 澄 子（語学教師）

「枝川朝鮮学校支援」都民基金

<連絡先> 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-5-3 齊藤ビル4階

みどり共同法律事務所気付（張／師岡）

電話 03-5925-2831 FAX 03-5330-8886

<送金先>

郵便振替 00170-5-500986

口座名 枝川朝鮮学校支援都民基金

「枝川朝鮮学校支援」都民基金 会則

第1条（名称）

本会の名称を、「枝川朝鮮学校支援」都民基金（略称「枝川基金」）とする。

第2条（目的）

- 1 本会は、東京都江東区枝川にある東京朝鮮第二初級学校に対する東京都の不当な提訴に抗議し、在日コリアンの民族教育権の確立を求める裁判闘争を支援していく。
- 2 本会は、東京朝鮮第二初級学校の学校運営を支援していく。
- 3 上記の目的を達成するために、東京都民および全国各地の市民による賛同金と寄付金によって「枝川基金」を設ける。

第3条（賛同会員と賛同会費）

第2条の目的に賛同する個人または団体を「賛同会員」とする。

賛同金は、個人：一口3000円（年間）、団体：一口1万円（年間）とする。

第4条（世話人会）

- 1 世話人会は、呼びかけ人および賛同会員の中から、第2条の目的を遂行しようとする市民5～15人によって構成し、「枝川基金」を運営する。
- 2 世話人会は、代表1～2人、会計・名簿管理責任者1人、事務・運営責任者1人を互選し、別に会計監査をおく。
- 3 一年度を4月から翌年3月までとし、世話人会を年2回開催して、募金活動報告と会計報告を審議し、活動計画と会費、基金の運用計画、世話人の拡充、会則改正など、本会の運営体制を定める。
- 4 世話人会は、学校関係者、弁護士との「合同相談会」を年1回開催して、学校備品の購入など、基金の有効な運用について協議する。
- 5 世話人会は毎年、募金活動報告と会計報告をまとめた「中間報告書」と「年間報告書および会計監査報告書」を、賛同会員に郵送して報告する。

「2005 年度運営計画」(案)

1. 賛同会員は、個人：100、団体：20 を目標とする（賛同金合計：50 万円）。
2. 寄付金は、「枝川裁判支援」連絡会が共催する集会や学習会、イベント、フィールドワークなどの収益金や席上カンパなどから 50 万円を集める。
3. 基金 100 万円の一部を、裁判費用と事務・通信費に充て、残り全額を学校の備品購入に活用する。